

宇部市水道条例に規定されている水道契約に関する事項（抜粋）

1. 水道を使用又は中止する際の届け出に関する事項

（給水の申込み）

第十五条 水道を使用しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

（水道の使用中止、変更等の届出）

第二十条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、管理者に届け出なければならない。

- 一 水道の使用をやめようとするとき。
- 二 用途を変更しようとするとき。
- 三 消防演習に私設消火栓を使用しようとするとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、管理者に届け出なければならない。

- 一 水道の使用の氏名又は住所に変更があつたとき。
- 二 給水装置の所有者に変更があつたとき。
- 三 消防用として水道を使用したとき。

2. 水道の使用水量の計量に関する事項

（メーターの設置）

第十八条 使用水量は、メーターにより計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 メーターを設置する位置は、管理者が定める。

（メーターの貸与）

第十九条 メーターは、管理者が設置して、水道使用者等に保管させる。

- 2 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもつてメーターを管理しなければならない。
- 3 水道使用者等が前項の管理義務を怠つたためにメーターを亡失し、又は損傷した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

3. 水道を使用する者の責務に関する事項

（水道使用者等の管理上の責任）

第二十三条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもつて水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに、管理者に届け出なければならない。

2 前項の管理義務を怠つたために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

4. 水道料金の算定・徴収に関する事項

(料金の支払義務)

第二十四条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の利用者から徴収する。

2 連用給水装置によつて水道を利用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第二十五条 料金は、メーター口径又は用途に応じ、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる基本料金又は基本料金及び従量料金を合算した額に消費税額及び地方消費税額を加え、一円未満の端数を切り捨てた額とする。

メーター口径 及び用途	基本料金 (一箇月につき)	従量料金(一立方メートルにつき)		
		第一段	第二段	第三段
一三ミリメートル	一〇立方メートルまで 一、一三〇円	一〇立方メートルを超え二〇立方メートルまで 一六八円	二〇立方メートルを超え一〇〇立方メートルまで 二〇二円	一〇〇立方メートルを超えるもの 二四四円
二〇〃	一〇立方メートルまで 一、三六〇円			
二五〃	一〇立方メートルまで 一、九一〇円			
三〇〃	二、七五〇円	二〇立方メートルまで 一六八円	二〇立方メートルを超え一〇〇立方メートルまで 二〇二円	一〇〇立方メートルを超えるもの 二四四円
四〇〃	五、〇〇〇円			
五〇〃	一〇、〇〇〇円			
七五〃	二四、六〇〇円			
一〇〇〃	五〇、四〇〇円			
一五〇〃	一四四、〇〇〇円			
二〇〇〃	三〇三、〇〇〇円			
二五〇〃	五四七、〇〇〇円			
連用給水用	一〇立方メートルまで 一、一三〇円	一〇立方メートルを超えるもの 一四二円		
公衆浴場用	各メーター口径基本料金	メーター口径二五ミリメートル以下のとき一〇立方メートルを超え二〇立方メートルまで 一六八円	二〇立方メートルを超えるもの 七〇円	
		メーター口径三〇ミリメートル以上のとき二〇立方メートルまで 一六八円		

2 前項の規定にかかわらず、三階以上の中高層集合住宅における二十ミリメートル及び二十五ミリメートルのメーター口径は、十三ミリメートルのメーター口径とみなす。

3 第一項の規定に該当しない料金は、使用水量一立方メートルにつき四百二十円を超えない範囲内で管理者が定める。この場合においては、料金の合計額に消費税額及び地方消費税額を加え、一円未満の端数を切り捨てた額とする。

(料金の算定)

第二十六条 料金は、二箇月ごとに定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。以下同じ。）にメーターを検針して、その示す使用水量をその日の属する月分及びその前月分として算定する。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、定例日以外の日に検針を行うことができる。

2 前項の二箇月検針に基づく使用水量は、各月均等に給水したものとみなす。

(使用水量及び用途の認定)

第二十七条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- 一 メーターに異状があつたとき。
- 二 料率の異なる二種以上の用途に水道を使用したとき。
- 三 使用水量が不明のとき。
- 四 その他管理者が必要と認めるとき。

(特別な場合における料金の算定)

第二十八条 月の中途において水道の使用を開始し、中止し、又は廃止した場合の料金は、一箇月分として算定する。

2 月の中途においてメーター口径又は用途を変更したときは、使用日数の多いメーター口径又は用途の料金とする。ただし、使用日数が等しいときは、検針時のメーター口径又は用途の料金とする。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第二十九条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき、精算する。

(料金の徴収方法)

第三十条 料金は、納入通知書により二箇月ごとに徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、毎月又は随時にこれを徴収することができる。

(料金、手数料等の減額又は免除)

第三十三条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によつて納付しなければならない料金、手数料その他の費用を減額し、又は免除することができる。

5. 水道契約に関する特記事項

(給水の停止)

第三十五条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- 一 水道の利用者が第六条の規定による工事費、第六条の二の規定による施設整備納付金、第十三条の二第二項の規定による修繕費、第二十五条の規定による料金、第三十一条又は第三十二条の規定による手数料を指定期間内に納入しないとき。
- 二 水道の利用者が正当な理由がなく、第二十六条の規定による使用水量の計量又は法第十七条の規定による給水装置の検査を拒み、又は妨げたとき。
- 三 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発してもなおこれを改めないとき。

(過料)

第三十七条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、五万円以下の過料を科する。

- 一 第五条の規定による承認を受けずに給水装置の工事をした者
- 二 正当な理由がなく、第十八条第二項の規定によるメーターの設置、第二十六条の規定による使用水量の計量、法第十七条の規定による給水装置の検査又は第三十五条の規定による給水の停止を拒み、又は妨げた者
- 三 第二十三条第一項の規定による給水装置の管理義務を著しく怠つた者
- 四 第二十五条の規定による料金、第三十一条又は第三十二条の規定による手数料の徴収を免れようとして詐欺その他不正の行為をした者

第三十八条 市長は、詐欺その他不正の行為により、第二十五条の規定による料金又は第三十一条若しくは第三十二条の規定による手数料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する。